

2章 コンクリート

2.1 コンクリート工

1. 構造物種別

表1-1 コンクリート構造物の分類（型枠工含む） (H14改)

構造物種別	分 類	種 類
無筋構造物	マッシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造	法覆基礎・小口止・帯工（高さ1 m以上）・落差工・床止工
	構造物の基礎等	均し基礎コンクリート
鉄筋構造物	水路、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物	落差工・床止工・水門・堰・樋門管・揚排水機場下部工
小型構造物	コンクリート断面積が1 m ² 以下の連続している側溝、ブロック基礎、笠コンクリート等、コンクリート量が1 m ³ 以下の点在する集水桝、照明基礎、標識基礎等	法覆基礎・小口止・帯工（高さ1 m未満）・矢板巻・杭頭部コンクリート・積ブロック基礎及び天端・小口止コンクリート集水マス類・階段工・管理橋受台コンクリート その他（1 m ³ 以下の構造物）

注1 トンネル工事における覆工、コンクリート舗装工、ダム及び砂防ダム、ブロック、橋梁床版、PC桁橋、フリーウム水路、プレパックドコンクリート等の型枠は適用を除外する。

注2 落差工、床止工で簡易な用心鉄筋は無筋構造物とする。

注3 根固ブロックの型枠損料は鋼製型枠とする。

2. 2 鉄筋作工

1 鉄筋数量の分割

同一構造物において5 m未満と、5 m以上の高さが混在する場合は、鉄筋数量が分割できる範囲において、その規格・区分を定める（下図参照）。

擁壁イメージ

